

事 務 連 絡  
令和5年10月6日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
地域づくり推進室 地域包括ケア推進係

「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和5年度の地域支援事業の実施に当たり、今般「地域支援事業交付金の交付について」（平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知）の一部を改正しました。

つきましては、改正後全文を以下URLに掲載し、改正点について以下のとおりまとめましたので、貴管内市町村への周知等をお願いいたします。

記

【改正後全文の掲載先（厚生労働省ウェブサイト）】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html>

【主な改正点】

○基準額の計算式

上限額の計算式について、今年度における高齢者の伸び率を乗じる等の改正を行う。

○その他

様式について、時点変更等所要の改正を行う。

以上

厚生労働省老健局  
認知症施策・地域介護推進課  
地域づくり推進室  
地域包括ケア推進係  
TEL：03-5253-1111（内線3986）  
FAX：03-3503-7894